

平成 28 年 11 月 16 日

各 位

会社名 株式会社デジタルデザイン
代表者名 代表取締役社長 星川 征仁
(コード：4764 JASDAQ)
問合せ先 業務推進グループ 加藤 将門
(TEL. 03-5259-5300)

株主による臨時株主総会の招集請求に対する当社の意見

平成 28 年 11 月 14 日に開示いたしました、株主による臨時株主総会招集請求について、平成 28 年 11 月 16 日書面にて開催の当社取締役会において方針の確認を行い、取締役会の意見は、次のとおりでございます。なお、寺井取締役においては、不参加となります。

株主による臨時株主総会招集請求書によれば、臨時株主総会招集請求の理由は、①近年は売上高が低迷しており、今期に入って営業損失を計上している。②取締役の刷新について検討を提案したにも関わらず、取締役主導のもと、有効な議論がされていない。③役員を一新することが必要であり、一般株主の利益に資する。と記載されております。

当社としては、招集理由①については、今期に限らず、売上高及び営業利益が低迷している事は認識をしており、現主力事業である IT サービス事業の強化や、地方創生関連事業の展開を平成 28 年 5 月頃から検討を進めており、新たな業務提携や自治体との協定締結などを実現し、現状を改善するべく努めております。

招集理由②については、平成 28 年 10 月 12 日開催の取締役会において、寺井前代表取締役社長の参加の下、今後の経営体制について取締役の刷新も含め人選を取締役会の場で検討を進める方向で議論を行っており、これから具体的な議論を深めていく状況であったことから、今回の請求理由については困惑しております。

招集理由③については、現経営陣においては、株主のご要望には出来る限り応える所存であり、当社の事業目的（IT 事業、地方創生事業）の発展に向けてのご提案であれば当社の企業価値の向上に向けて、ともに協力及び協働をして参りたいと存じます。

そこで当社は、平成 29 年 4 月に開催される定時株主総会において、会社提案の取締役選任議案として、株主による上記臨時株主総会請求によって提案された、取締役候補者 5 名（監査等委員でない）及び取締役候補者 1 名（監査等委員である）を可及的に含めてご提案させていただく方向で前向きに検討いたします。（なお、当社定款第 17 条では当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は 7 名以内、当社の監査等委員である取締役の員数は 4 名以内とされております。）

また、招集請求書には、請求後遅滞なく招集手続きが行われない場合又は請求があつ

た日から8週間以内の日を株主総会の日とする招集通知が発せられない場合には、請求人が裁判所の許可を得て総会を招集する旨の記載がありますが、招集手続き、臨時株主総会の開催には多大な時間と費用がかかることが想定されるところ、当社は平成28年10月14日に決算訂正を開示し、平成29年1月期第2四半期において約4000万円の特別損失を計上していることから、あえて臨時株主総会を開催して多大な費用を計上することよりも、平成29年4月に開催される定時株主総会を円滑に開催することにより、株主による上記臨時株主総会の招集目的を実質的に達成することができるものであり、上記当社意見について具体的に株主と協議したいと考えております。

以上